

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

葛和田新堀線	路線名
熊谷市中奈良字下ノ村一四〇七番一地先 から 同市中奈良字下ノ村一三九六番一地先 まで	供用開始の区間
平成三十一年一月二十九日	供用開始の期日
平成二十七年一月十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一三七・九〇メートル	備考